

軽井沢スキーバス転落事件の被害者・ご遺族の皆様へ

軽井沢スキーバス転落事件弁護団

団長 弁護士 酒 井 宏 幸

突然の事件に巻き込まれ、被害に遭われたご心痛を思うと言葉もありません。心からお見舞い申し上げます。

多くの犯罪被害者の方がそうであるように、今なお、「事件が起こった事実も信じられない」「どうして事件が起こってしまったのか」というお気持ちがいっぱいで右も左も分からない中、事態は刻一刻と変化し、いやおうもなく対応を余儀なくされているのが実情であろうと存じます。

私どもは、各地の犯罪被害者支援センターから支援要請を受けて事件の被害者の方からご相談をお受けした弁護士が連絡を取り合い、全国で対応することができるよう犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォーラム）のメンバーが加わって弁護団を結成いたしました。現在、それら弁護士が、被害者の方の代理人として各地の犯罪被害者支援センターと連携して情報収集を行うとともに、各種支援活動に取り組んでおります。

現在行っている支援及び今後検討しているものは、以下のとおりであり、今後は、ご要望に応じ、必要な活動を実施していくことを予定しております。

- ・ 法的手続（民事・刑事）のご説明
- ・ マスコミ対応
- ・ 被害者による「被害者の会」の設立支援
- ・ バス運行会社、旅行会社（経営者個人を含む）に対する責任追及
- ・ 国土交通省や関係機関に対する要請

おそらく巻き込まれた多くの方が、「何をしたらいいか分からない」「何ができるのかが分からない」「どうしたらいいか分からない」とお感じだろうと思います。今後予想される法的手続のご説明やその対応など、私どもが少しでもお力になることができるかもしれませんので、ご連絡をいただければと存じます。初回は無料で相談をお受けいたします。

法律相談等に当たっては、可能な限り、相談者の近隣の弁護士が担当できるよう配慮いたします。

事務局 ながの法律事務所 長野県長野市西後町6 2 4 番地 3

電話 026-236-1188 (FAX 026-236-1177)